

公害等調整委員会における 審問等の I T 化の取組

公害等調整委員会事務局

< 概要 >

公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続の I T 化の動きを踏まえ、公調委の行う公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）に基づく手続及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）に基づく手続において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議方式」という。）による当事者等の出頭等を可能とする公調委規則の改正を行いました。

この改正により、公害紛争処理手続においては、裁定手続の審問期日及び進行協議への当事者のウェブ会議方式による出頭が可能となったほか、調停手続への当事者のウェブ会議方式による出頭及び調停委員のウェブ会議方式による関与が可能となりました。また、鉱業等に係る土地利用の調整手続においては、不服裁定手続の審理期日及び進行協議への事件関係人のウェブ会議方式による出頭が可能となりました。

これらの改正規則は令和 6 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されました。



< 1. 改正に至った経緯 >

これまで、公調委が裁定手続・調停手続・不服裁定手続における審問・審理期日を行う際には、東京に所在する、公調委の審問廷・調停室・審理廷において実施することとされていました。しかし、東京から離れた場所に居住・所在する当事者（申請人・被申請人）にとっては、期日のたびに東京へ移動しなければならないという実状がありました。そこで、コロナ禍を経て、ウェブ会議が日常に浸透してきたことも踏まえると、こうした技術の活用は、当事者の利便性向上に資するのではないかと、公調委において検討が進められてきました。

政府全体においても、デジタル庁を中心に、行政手続の I T 化が進められてきました。また、

裁判所においても、令和 4 年の民事訴訟法等の改正により、民事裁判手続の I T 化に大きく舵が切られました。従来、裁判所においては、電話会議システムやテレビ会議システムを用いた手続は存在したものの、電話会議システムは音声のみのやりとりであり、テレビ会議システムを使うためには当事者が裁判所まで足を運ばなければいけない仕組みとなっていたほか、口頭弁論（法廷）へのウェブ参加は認められていなかったところ、この改正により、国民の利便性向上の観点から、ウェブ参加が可能な期日の拡充や要件緩和などが規定されました。

これまでの公調委における検討と、昨今の潮流を捉え、今回の規則改正を実施するに至りま

した。（なお、令和5年度から、調停手続への当事者のウェブ参加については柔軟に許可する

運用を行っていましたが、今回の規則改正で正式に定められました。）

< 2. 改正の内容 >

（1）公害紛争処理手続

公害紛争処理手続においては、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（令和6年公害等調整委員会規則第2号）により、改正を行いました。主な改正内容は、以下のとおりです。

- ① 裁定手続の審問期日及び進行協議への当事者のウェブ会議方式による出頭が可能となりました（第41条の2、第43条の4関係）。改正前規則では、当事者等が遠隔地に居住しているときや、身体上の理由等により審問廷に出頭することが困難な場合に、電話会議の方式で進行協議を行うことが想定されていましたが、今回の改正においては、これらの事情に限らず、当事者の都合により期日調整が困難な場合等も含めて、個別事情に応じ、円滑に裁定事件の手続を進めるために、広くウェブ会議方式の利用を可能としたものです。なお、審問期日では必ず「映像及び音声」を必要とし、「音声」のみでの参加は認められません。進行協議では、原則として「映像及び音声」を必要とするものの、接続機器を所持していない場合などやむを得ない場合には「音声」のみでも足りるとしています。

- ② 調停手続への当事者のウェブ会議方式による出頭が可能となりました（第15条の2関係）。なお、調停においては互いの表情を見ながら話をするのが相当であることや、図面等を画面共有しながら対話する場面が多く想定されることなどから、原則として

「映像及び音声」を必要とするものの、接続機器を所持していない場合などやむを得ない場合には「音声」のみでも足りるとしています。

- ③ 調停手続への調停委員のウェブ会議方式による関与が可能となりました（第14条の2関係）。非常勤委員を有する公調委においては、他日程との調整、交通事情、身体上の理由等により調停室等への現実の往来が急遽困難となることも生じうるところ、そのような状況下においても機動的に調停期日を実施するため、ウェブ会議方式により関与することとしても調停期日の実施に差し支えがないと判断される場合には、調停手続に調停委員がウェブで関与できることとしたものです。

（2）鉱業等に係る土地利用の調整手続

鉱業等に係る土地利用の調整手続においては、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則（令和6年公害等調整委員会規則第1号）により、改正を行いました。主な改正内容は、以下のとおりです。

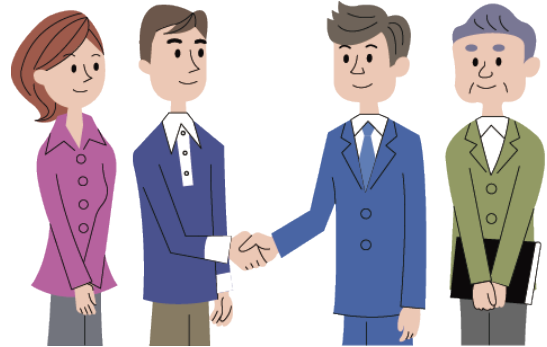
- ① 不服裁定手続（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第1条第2号）の審理期日への事件関係人のウェブ会議方式による出頭が可能となりました（第14条の7の2関係）。
- ② 不服裁定手続の進行協議への事件関係人のウェブ会議方式による出頭等が可能となりました（第14条の8関係）。

< 3. おわりに >

今回の改正は、公調委の裁定手続・調停手続・不服裁定手続について、デジタル化に向けた大きな前進となりました。今後も、当事者の利便性向上や、機動的な紛争解決に資するよう、不断の改革を進めていきたいと考えています。

なお、上述の公調委の手続のウェブ会議方式による実施については、国民の皆様に向け、「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」を公調委ホームページ上で公開し

ています。ウェブ会議方式における留意事項も含め記載していますので、審査会等においてウェブ会議方式による調停を実施される際の一助となれば幸いです。



公害等調整委員会ホームページ内

「調停、裁定等の申請手続の御案内」ページ

4. 書面等のオンライン提出・ウェブ会議方式の利用

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/application_guide.html#heading04

